

# 源泉徴収義務者向け 定額減税説明会

本年6月から令和6年度税制改正による定額減税がスタートします。

給与の支払者は、本年6月1日以後に従業員に支払う給与の源泉徴収税額から減税額を順次控除していく手続きを行うこととなります。

つきましては、下記のとおり定額減税説明会を実施しますので、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

《日 時》令和6年 5月24日（金）  
14:00～15:00

《会 場》高砂商工会議所 2階 大会議室

《定 員》 30名

《受講料》 無料

《講 師》加古川税務署担当官  
(法人課税第1部門)

※  
加古川税務署におきましても、3月下旬から同じ内容の説明会を毎週開催されていますので、国税庁HPからLINEもしくは直接電話でご予約の上、ご出席ください。

※  
源泉徴収義務者のうち納付税額が0円の方は当該事務の必要はありません。

## 《研修内容》

1 定額減税について

2 質疑応答

### 《申込方法》

下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申込み下さい。

下記URLや、QRコード内のGoogleフォームからお申込みできます。

<https://x.gd/JhtCt>

### 《問い合わせ・申し込み先》

高砂商工会議所 中小企業振興部指導課：三木

TEL：079-443-0500

FAX：079-442-0369



## 定額減税説明会

## 申 込 書

FAX：079-442-0369

高砂商工会議所 中小企業振興部 指導課 行

会 社 名	NO	役職名	参加者氏名
T E L	1		
F A X	2		
申込担当者	3		

個人情報保護に関する法律により、ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、事業記録作成のために利用することがあります。